

平成 22 年度 一般会計・特別会計及び 水道事業会計決算審査及び 健全化判断比率等審査の結果について

平成 23 年 9 月 6 日 監査委員 松隈 英之助
神崎 はな子

第 1 審査の方法及び結果

- 1 一般会計・特別会計は、計数の正確性及び財政・財務状況等に、水道事業会計は、経済性の発揮及び福祉の増進に、それぞれ主眼をおき監査等の結果も勘案して審査し、一部（後述）を除き適正であると認め、いずれも「概ね良好」です。
- 2 健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の 4 指標）及び資金不足比率は、適正に算定されていると認めました。
各指標の値は、早期健全化基準を下まわっており、財政に関し問題ありません。

第 2 審査意見の要旨

《一般会計・特別会計》

1 財政運営及び財政構造等について

- ① 普通会計の実質収支は、203,278 千円の黒字で実質収支比率は、市町村にとっては、3～5%が望ましいとされていますが、本年度当町は、6.0%です。
普通会計の基金は、前年度より 321,056 千円増額し平成 22 年度末現在 1,616,982 千円です。よって歳入歳出に係わる財政運営は、安定していると考えられます。
- ② 経常収支比率は、平成 19 年度～平成 21 年度地方債の繰上償還 1,159,882 千円及び職員の退職と新規採用との給与差額及び桂苑（塵芥処理施設）建設に係わる公債費の平成 20 年度完済による組合負担金の減額により、3 年連続改善され危険ラインとされる 90%を下回り本年度 89.4%で前年度より 5.5 ポイント改善されましたが、類似団体の平成 21 年度の経常収支比率は 87.9%です。
したがって財政構造上弾力性があるとまで言えない状態で、かつ本年度の自主財源の構成比 30.4%及び財政力指数は、0.382 で低く、歳入を増やし、財政力を高めることは、現状では難しく国の財政施策の地方交付税等に大きく左右されます。